

殿様の御入湯

安永六年 (一七七七年)

道橋御休所

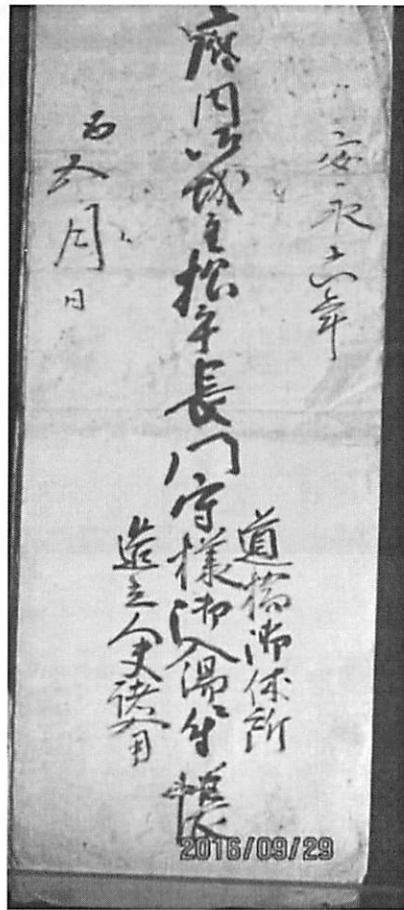
二宮修二

府内藩城主松平長門守様御入湯ニ付帳

造立人夫諸入目

一、はじめに、湯平小平「清水家文書」より

由布市湯布院町湯平の小平は大分川の右岸にあり、現在は庄内から湯平へ向かう淵を通る農免道路、庄内上上淵から湯平の地区に入った所である。私の友達小川さんと清水さんが同級生であったので紹介してくれ、文書を見せてもらった。写真と口語訳を掲載し、私なりの説明をつけて紹介する。



【口語訳】写真の部分は、幅十五cm縦、三十cmぐらいの綴じの表紙である。

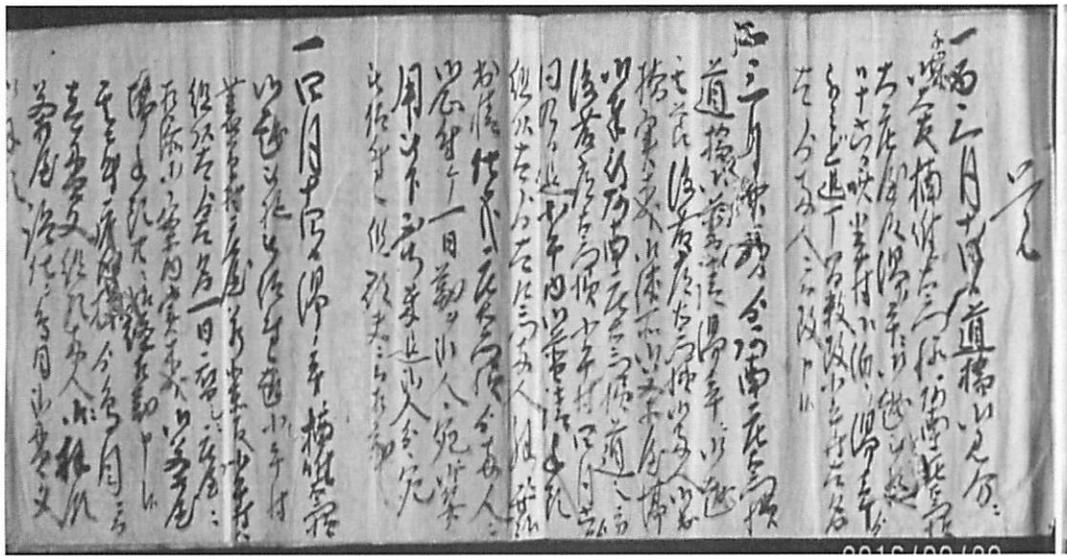
「松平長門守」は「武鑑全集」によると、名前は、松平長門守近壽で府内藩第六代藩主であり、文学・芸能（絵画）等多彩な芸をたしなんだことで名高い。歌・俳句で、大分市の吉野梅園の歌碑には、「よしの芳野かなたは桜こは梅」の句碑が建てられている。

湯平は、「日本地名大辞典、大分県」で江戸期の村名は湯平村、豊後国由布院の内、畑村の枝村細川氏領の時、乙丸六左衛門手永に所属（溝口文書）元和八（一六二二）年の「小倉藩人畜改帳」をはじめ「正保郷帳」「見稲簿」「天保郷帳」「旧高旧領」などにも見えないが、「豊後国志」に畑村の枝村として見える。

寛永九（一六三二）年以後日田代官所の支配を受けていた。（幕府領）

天和元年（一六八一）貞享三年（一六八六）までは日田七万石を拝領した松平直矩の藩領、以後再び幕府領となり、正徳二年（一七一一）年からは牧野氏の延岡藩となった。

次の文書は、入湯準備の「覚」である。



【口語訳】「覚」

一 酉三月十日ちゆう道橋

御見分ニ

千来、御大友楠右

衛門様阿南庄右衛

門様大庄屋殿湯平

に打ち越候處同十

六日晚小平村御泊

り湯平お被下候御

退丁間敷政小平村

右各お方家人二付

改申し候

一、三月廿式日お阿南

庄右衛門様道橋御

普請湯平ニ御超し

其節後藤孝太郎様

御家人御出橋実被

相成候御休所御お

等屋鋪御奉行様南

庄右衛門様道之分

後藤庄太郎様小平

村四月六日お同九

日迄小平村内御普

請にて組頭沢太郎、左右衛門兩人組ニ

御心付ケ一日勤ヲ兩人ニ宛行算

用被下不御来追忒人分宛

被仰付候但郡夫ニ而左之通り

一 四月十四日湯ノ平ニ楠唯右衛門様

御越被遊被仰付候趣小平村

葦草村庄屋お東友小平組頭

以太郎左各一日勤申し候庄屋ニ

相添御案内被実被成御茶屋

場手頭共ニ被仰付勤申し候

其節お様方鳥目ニ而

老貫文役頭兩人ニ付銀お

茶屋諸仕鳥目御費文銭

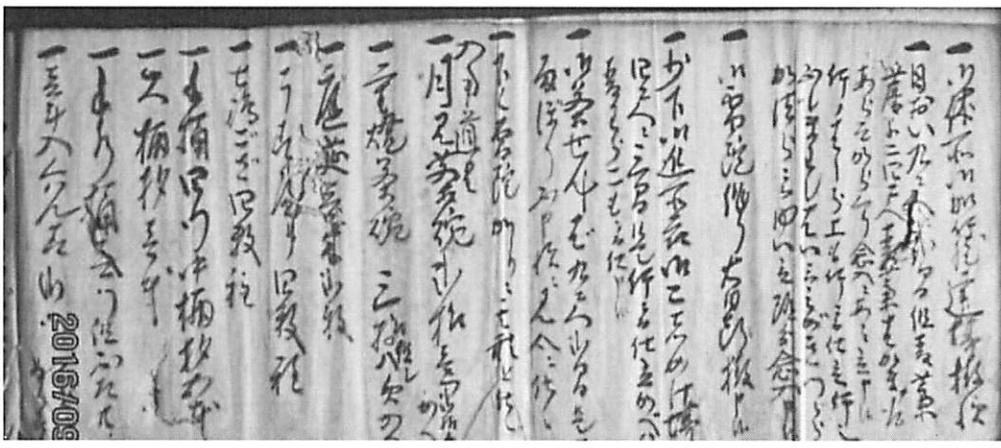
【文書の概要】酉三月二十二日に、道や橋の見分（視察）に、大友様、阿南様大庄屋様が湯平にやってきた。

三月廿二日より阿南様が道橋造りの指示のためやってきた。その際後藤様は道橋や休憩所を建てる屋敷を見に来た。普請は四月六日から九日までに行われた。この時世話をしたのが組頭沢太郎と、左右衛門の兩人であった。

後でこの二人に組にかわからないが心付けを算用した。

・ 四月十四日役人が来て、小平村葦草の庄屋がそれぞれ出て案内をした。この時兩人に、鳥目二貫文をくれた。御茶屋造りの費用も出してくれた。

※松平近儔ちかともは、明和七（一七七〇）年七月二十一日に家督を継ぐ。文化元（一八〇四）年十二月六日に家督を弟近義に譲る。隠居したがその後も藩政の実権を握り文化元（一八〇七）年近義が死去すると近訓を藩主として擁立し、天保十一（一八四〇）年二月十六日死去するまで藩政の実権を握り続けた。「不騫」の名もよく知られている。殿様、松平近儔は何歳の時、湯平に入湯に行ったのであろうか。近儔は、宝暦五（一七五四）年三月に生まれ、明和七（一七七〇）年に藩主となる。天保十一（一八四〇）年二月八七歳で死去するまで実権を握り続けた。ところで近儔が湯平温泉に入湯に来たのは安永六（一七七七）年であるから、近儔二三歳の時になる。湯平を訪れたのは藩主の時である。この時、湯平は延岡藩であった。藩主が来るので・道橋を修理したり・休憩所を造ったりしている。近儔が湯平温泉に来たことは「府内藩日記」にも記録されているので温泉に来たことは間違いない。



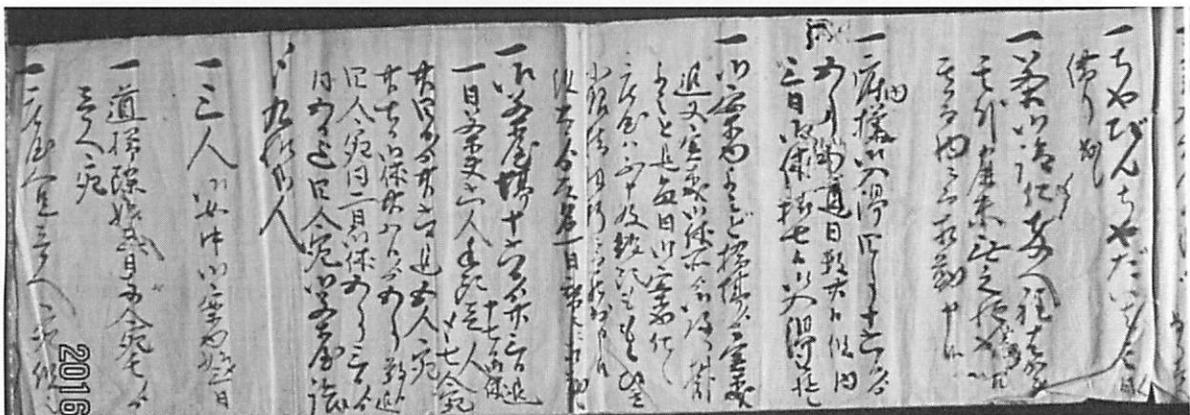
【口語訳】

- 一、御休所御加籠達次第ととのえる様
- 一、日おいて五人掛りニ而但し
麦藁
唐ふ二四尺蕎麦 生かます
あたためられたり念入りに
あげ申候
- 一御需院作り右同断ととのえ申し候
- 一少下り御進所口御こもか計場
四尺二三間は片ニ而仕立て加べし
- 一麦わらこもニ而仕り申し候
- 一御茶せん場九尺式間は
面ぼり不申様ニ見合ニ仕候
- 一下の需院かりニ其の形と仕候
入用道者
- 一月見茶碗式揃一つ御揃申すべし
- 一重焼き茶碗三揃い但かべし
一底筵三来式枚 一う春風
日数程

- 一七〇ござ四枚程
- 一手桶四つ 中柄杓五本
- 一大柄杓壺本
- 一手水桶壺但しふた共
- 一壺斗入り くわんす 貳個

【文書の概要説明】

- ・一番に殿様の籠が到着次第準備する様に指示されている。
- ・日を置いて五人がかりで蕎麦、豆腐、なますを出す。これを温めて念入りに出した。
- ・御需院を造った。御進所に籠かけをした。
- ・お茶せん場とあるからお茶を差し上げる場所は、九尺と二間（2・7×3・6m）の建物を準備。お茶を沸かしたり、茶を入れたりする場所を造ったのも大変であっただろう。
- ・準備物Ⅱ月見茶碗二揃い・重ね焼き茶碗三揃い・ござ四枚「くわんす」は、現在表記では「かんす」で、「茶釜のこと」である。
- ・手桶四つ・中柄杓^{ひしやく}を五本・大柄杓一本これらの道具を整えたこと記してあるから新しく新調したのであろう。殿様を迎えるのに古い物は使ったとは考えられないので物入りである。



- 一 ちゃびん ちゃだいを□□
- 一 借り出し
- 一 茶御請仁奈へ程 たかな
- 一 其外 鶴未無之程□
- 一 □□物二而 相勤申し候
- 一 府内様御入湯四月十六日
- 一 五月式日迄日数廿日但し内
- 一 三日御休み七日御入湯遊ば
- 一 す
- 一 御案内よこと脇城方寅森
- 一 迄寅森御休み所を御お呼び
- 一 掛け
- 一 る事なり毎日御案内仕り候
- 一 但し右方一名夜中共ニ 相
- 一 勤め候
- 一 御茶屋場十六日方廿三日迄
- 一 一日茶夫六人 十七日休
- 一 手頭一人
- 一 〆七人宛、
- 一 廿四日方廿五日迄 五人
- 一 宛
- 一 廿七日御休廿八日方五日
- 一 帰り候迄

四人宛同二日ノ御休五日から三日方

同五日迄四人宛御茶屋詰

ノ九拾式人

一 三人御女中御案内始 三日

一 道掃除割り当て家人宛其方

卷人宛

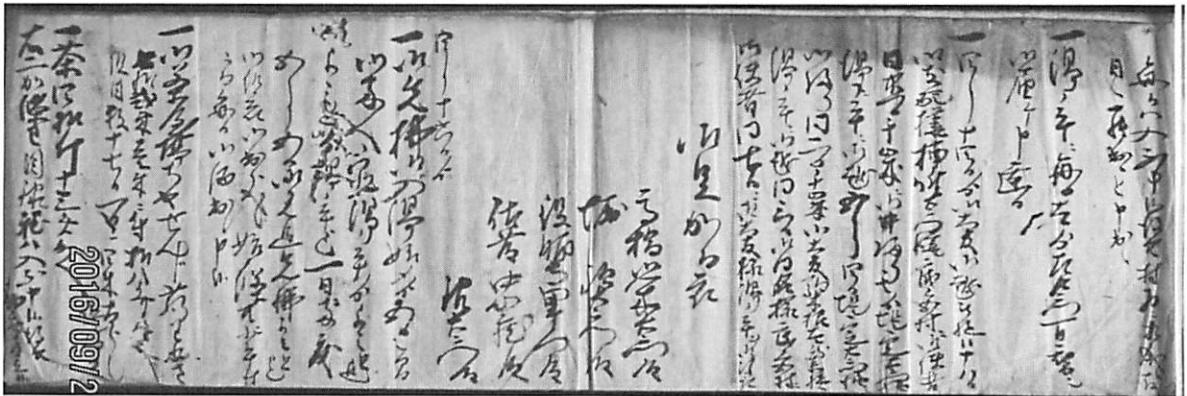
一 御庄屋□三人宛但し

【文書の概要説明】

記録には「府内様入湯には四月十六日から五月二日までの二十日間」とあり、ずい分ゆっくりとした入湯であったと感じる。内七日入湯。とあり入湯の数はそれほど多くなかったと感じる。

殿滞在の時には多い日で七人の茶夫少ない日でも四人の茶夫出した記録があり合計九十二名が勤めている。

「三名御女中御案内始め三日」このことは、御女中とあり、御案内始めとあるから殿様がお出でになったときに、初めに案内する女性であろう。殿にお茶をあげたりする女性であり、服装もそれなりに奇麗にしている、其の外のお茶を沸かしたりする人とは人が違うのかもしれない。



【口語訳】

毎日入り不申候得共村為ニ相成候

同く 罷出候と申し出候

一 湯ノ平ニ毎日太郎左衛門一日夜

中迄

御届申し達候

一 四月十四日方大官御趣被遊候申

し候

御支配様補唯長右衛門様病ニ御

使い

同来一日十四来ニ御帰り其れ方

地定

太郎左衛門湯ノ平ニ御趣有之候

同境定

御帰り同二日千四来御大管□根

様太郎左衛門湯平に御越同三日

御同□様武宮

御使者同十四日ニ大友様湯平ヲ

御□

御足かる衆

高橋栄右衛門殿

堀 次右衛門殿

服部守里右衛門殿

佐藤 忠藏 殿
弥右衛門 殿

四月十六日

一 御先払い様御入湯始五日之間

御家人湯平

一日處

御組衆御出被成始候共二午後

二八毎日御酒出申し候

一 茶屋場ちやせんじ□□□□

一 但し日数十七日一日二四本□□

一 茶□□十三□かへ

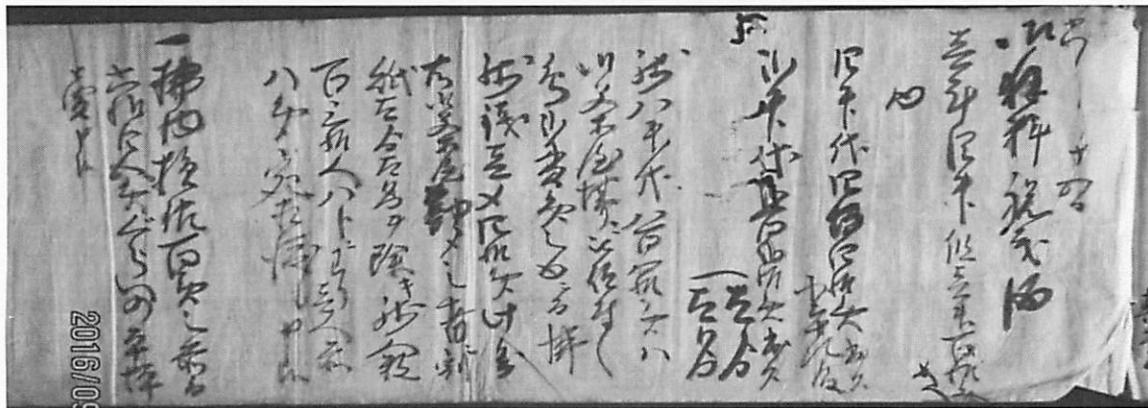
右に加温し目線程ハ入不申候得共

【文書の概要】

初めに、村の衆に理解させるためか、「湯に毎日入らないけれども村の為になるから」と太郎左衛門は、毎日出るようにお届けして、夜中まで勤めた。

殿の入湯前後には多くの関係者が訪れている。殿の守護のために念を入れての処置であろう。

村役人の心境として「毎日人手は必要ないと思われるが、村のためになると思い毎日早朝から夜までつとめた」と記しているのは納得のいくところである。



十八日から十九日

御拝料祝儀 酒

壹斗四升 但し 壹斗八百姓衆へ

心

四升代 四百四拾貫 出ス

登喜 殿

貳升代 貳百二拾 出ス

左方

左方

然ハ乎ノ代八百八拾貫ハ

御茶屋場ニ被仰付候

鳥目貳貫之内ニ而拂

残錢壹メ四拾貫分

右御茶屋勤め候者に割

紙左方出候分を除残人数

壹百参拾人分ニ巴り壹人前

一拂内損佐百貫の前ニ而

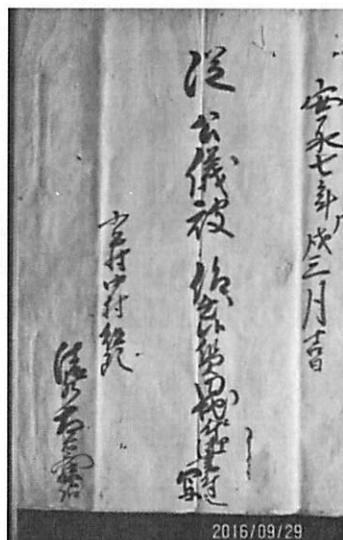
六拾五貫くらしいの平坪売り候

【文書の概要】この部分には、殿

の入湯の行事によって御費用や収入・そして負担が書かれてある。

損を百貫したので六十五貫ぐらしいの土地を売ったとある。

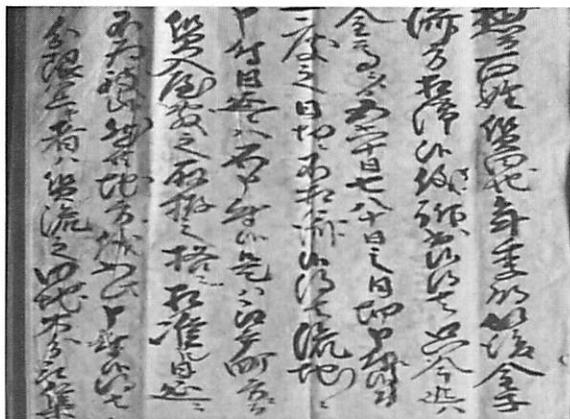
「質田地二付書付」



安永七年戌三月吉日

依 公儀被 仰出候質田地二付御書付之写

小平村中村組頭 清水太右衛門 扣



惣而百姓質田地年季終以後金子

洲方相滞候以後訴出候得者只今迄

ハ

金高二方五六十日七八十日切申儀

候時

一度之日切ニ不相洲候得者流地ニ

申付日付ハ不申付處是ハ江戸町方

二而

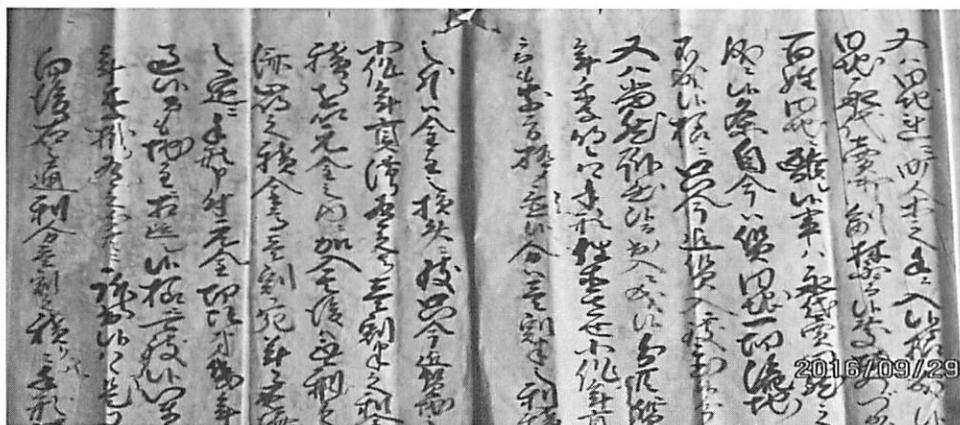
質入屋敷之取扱之格ニ相准ル同然

ニ

不為致候然ニ御地方儀如何申付候

得者

分限宜者ハ質流れ之田地方分江集



又ハ田地連ニ町人等之手ニ入候様
成候

田地永代売御副村ニ而候處破つか
カ

百姓田地離し候事ハ永代売同然之
儀ニ候条 自今は質田地一切流地

ニ

不成候様ニ只今迄鎮入渡置き候今

又当然訴え出候而出入りに成候分

其實

年季明候ハハ手形往来させ小作年

貢

二而も相方極メ置候分ハ壹割半之

利積

之外ハ金主之損失ニ致只今迄質地

之

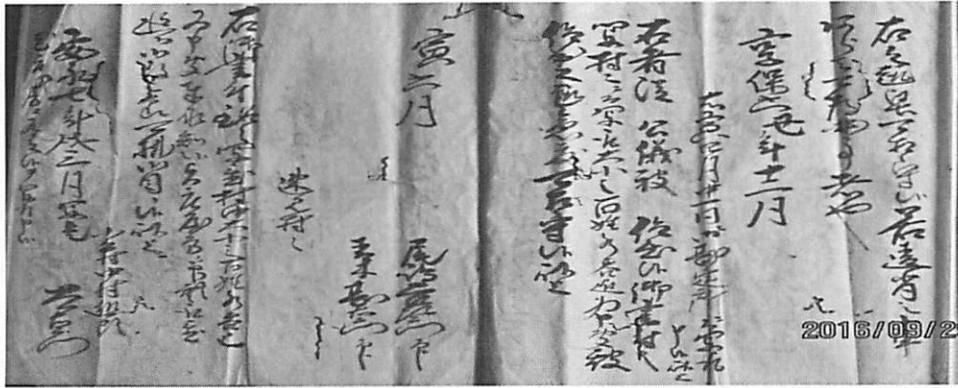
小作年貢滞り有之者加入その後ハ

無利と

洲田明之積金高壹割宛八年ニ不偏

之定ニ手形申付元金切次第残事

過候而も地主ニ相送り候様ニ不致候いま
 年季掛り有之分共ニ訴出候ハハ是
 向後右之通利分志割之積リニ手形



右之趣者 可相守候若違背之輩
 何分者可為曲事者也

享保六年巳十二月

右虎四月中一日御勘定所第五

申し候以上

右者從 公儀被 仰出候御書付村

へ

写村々ニ而写取大小之百姓共各迄右
 写被仰出之趣急度可相守候 以上

寅六月 尾嶋□次右衛門 印

元木勘右衛門 印

速見村々

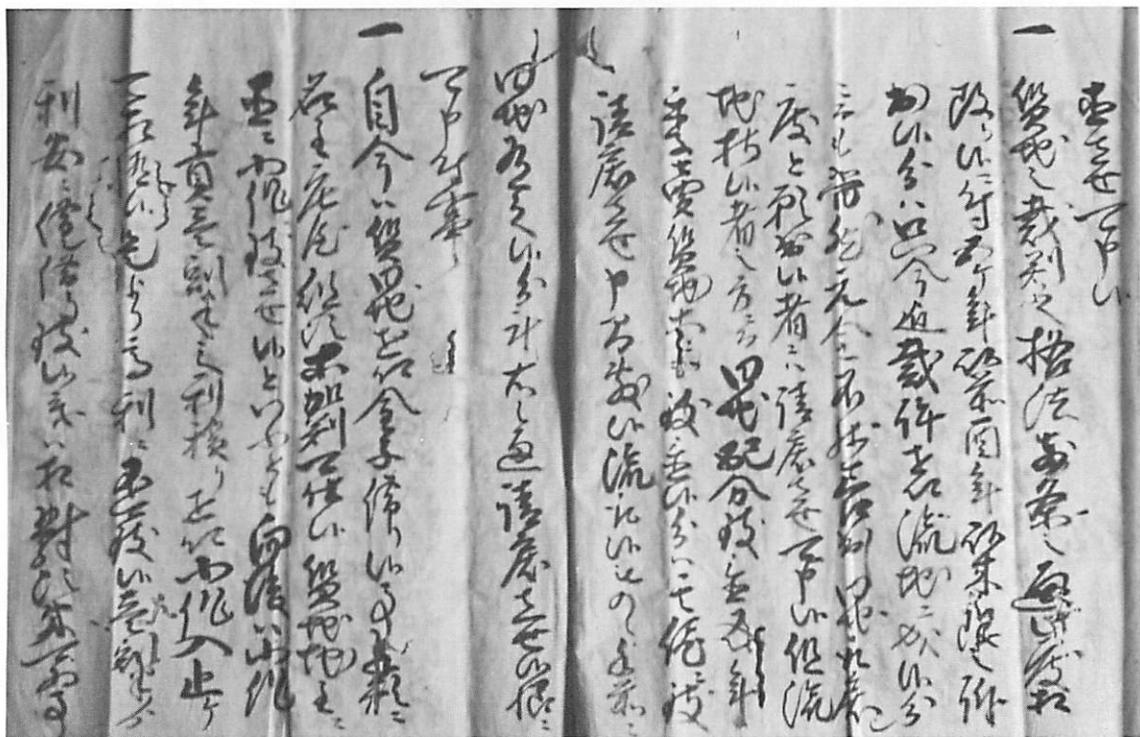
右書付趣之写置村中大中之百姓水香
 迄

又申聞奉永知候旨庄屋方ニ印形江置

追い趣□□可留候 以上

小平村中村組頭

安永七年三月写是 太右衛門



直させ可申候

一 質地之裁判之格依萬条之通此度

改り候ニ付五ヶ年以前酉年以来限之

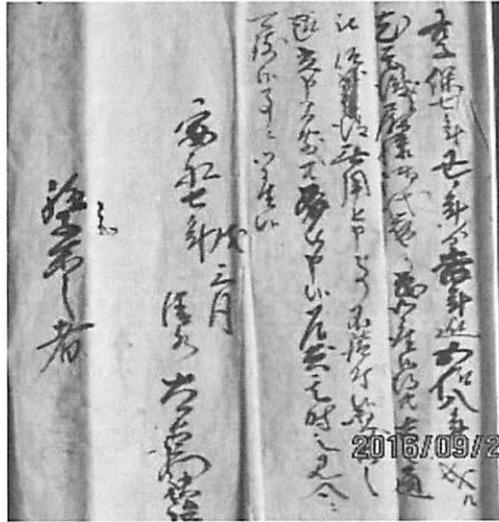
出候分ハ只今迄裁許を以流れ地ニ成り候ニ而も務然現金不残□

□田地取置急度と願出候者ニハ請戻させ可申候但質地持候者之

方ニ而田地配分致置五年来る売質地等にも致置候分其の儘ニ請

け戻させ間敷候流れ候と之

事ニ田地有之候分と右之通請け戻させ候可申し付く事



享保七年巳ノ年方当年迄五年□八年成ル

尤其間殿様御代替仕り□御座候得共

被 仰出 後無用と申處不 付候□□候

趣立申間敷其努被申候道真 其の時之己

可致候事ニ御座候

安永七年戌三月 清水太右衛門

強子不之者

【説明】 P 33の「質地ニ付書付」の写から後の文書は、前の文書とともに見せてもらった文書である。ここに記されている項目箇条で記すと①百姓が田地を質入れして期限が来ても金を返さないときは、五十から八十日は、質物を取り上げる猶予を持ちなさい。これは江戸の屋敷質入れと同じである。こうしないと、分限者ばかりに田地が入ってしまったら、商人に渡ってしまうからである。②質流れになると「永代売買」同然となるので、質流れはやめて金子は返してもらい小作年貢にしなさい。その時は、一割半の利子を出させること。

【終わりに】「殿様の御入湯」の文書「田地質入れ文書」共に説明が不十分であると思えますがまたの機会に説明をしたい。特に、「田地質入れ文書」や「銭借作文書」は後で八十通ばかり出されたのでそれと一緒に説明したいと思えます。